3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　秋田県大館市十二所字猿田沢一五六の一、一五六の五、由利本荘市東由利法内字正木沢九から一一まで、一六、二〇の七、二〇の一〇、横手市大森町八沢木字堀戸三九の六、六六の一、八九の一、一二四の四から一二四の八まで、一二四の一〇、一二四の一二、一二四の一三、一二四の一五から一二四の一八まで、一二四の二〇から一二四の四六まで、一二四の四八から一二四の五一まで、一二四の五三

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字正木沢二〇の七・二〇の一〇・字堀戸一二四の四・一二四の一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　秋田県鹿角市八幡平字湯瀬堰根口五一の五、五一の八、五一の三七（次の図に示す部分に限る。）、五一の四二、北秋田市新田目字上悪土一二五、一二七から一二九まで、一三一、一三四、一三五、一三七の一、一三八、一三九、一四二、一四七、一四八、阿仁幸屋字幸屋堂ノ前二八の四から二八の八まで、字高崎一の一、一の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯瀬堰根口五一の五・五一の八・五一の三七・五一の四二・字上悪土一二五・一二七・一三一・一三四・字幸屋堂ノ前二八の五・二八の六・字高崎一の一・一の二（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　保安林の所在場所　秋田県横手市大沢字下片倉三〇、八四の二

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市矢島町川辺字川原二、二八、二九、二九の一、六〇の三、六〇の六、六一、六三、南ノ股字切掛沢三五の四、東鮎川字下山崎四九、五六の六、七一、七三の一、字南山崎一、二、字沢口二九、四三、鳥海町上川内字丸森六、九、一〇、鳥海町上直根字トミ沢二五から二七まで、七七の一、七七の二、字清水尻四一、湯沢市皆瀬字谷地頭六四から七〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川原二・二九・六〇の六・六三・字切掛沢三五の四・字下山崎五六の六・七三の一・字丸森六・一〇・字トミ沢七七の二・字清水尻四一・字谷地頭六九・七〇（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市上新城湯ノ里字滝ノ下一〇五の一・字雷電一七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、下新城小友字沖ノ窪一七八、一八一、一八七、一八八、一八九の一、一八九の二、雄和女米木字石川二四九の一、雄和種沢字館ヶ沢九八、九九、一〇〇、由利本荘市吉沢字丁塚一の一二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町市場字城山一五三六の一、谷汲木曽屋字西ケ洞一五一の一、一五二から一五五まで、一五七から一五九まで、一六〇の二、外津汲字社宮神洞一二二八、一二二九、一二六五、一二六六の一から一二六六の三まで、一二六八、字真洞一五〇〇から一五〇二まで、一五〇四、一五〇四の二、一五〇八から一五一三まで、一五四九、一五五一、一五五三から一五五七まで、日坂字横谷一五三七・志津山字水上谷六三一の一・六三一の二・上野字一ノ谷二二〇七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。